

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例 施行規則	1
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	5
○宅地建物取引業法による聴聞 (住 宅 課)	5
高知県収用委員会公告	
○公示による通知 (5・20揭示)	5

規 則

高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例施行規則
をここに公布する。
平成28年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第42号

高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例（平成28年高知県条例第10号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(乳用牛の借受けの申請)

第3条 条例第2条第1項の規定に基づき褐毛和種高知系の受精卵を移植した乳用牛の貸付けを受けようとする者は、別記第1号様式による乳用牛借受申請書に同項の家畜共済への加入及び同項各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(乳用牛の貸付け等の決定の通知)

第4条 知事は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、当該乳用牛の貸付けについて決定したときは、速やかに、その決定の内容を当該申請をした者に通知するものとする。

(事故の報告手続)

第5条 借受人は、条例第7条の規定により貸付乳用牛について事故の報告をするときは、別記第2号様式による貸付乳用牛事故発生状況報告書に獣医師の診断書又は検案書その他当該事故の発生を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(貸付乳用牛の譲与等の申請)

第6条 条例第9条の規定に基づき貸付乳用牛の譲与又は譲渡を受けようとする借受人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める申請書を知事が別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

(1) 貸付乳用牛の譲与を受けようとする場合 別記第3号様式による貸付乳用牛譲与申請書

(2) 貸付乳用牛の譲渡を受けようとする場合 別記第4号様式による貸付乳用牛譲渡申請書

(貸付乳用牛の譲与等の決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、当該貸付乳用牛の譲与又は譲渡について決定したときは、速やかに、その決定の内容を当該申請をした借受人に通知するものとする。

(乳用牛の引渡し手続)

第8条 条例第11条の規定により褐毛和種高知系の受精卵を移植した乳用牛の引渡しを受けた者は、別記第5号様式による乳用牛借受証を知事に提出しなければならない。

2 条例第11条の規定により譲与し、又は譲渡する貸付乳用牛の引渡しを受けた借受人は、別記第6号様式による貸付乳用牛受領証を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第9条 この規則の規定により知事に提出する書類は、知事が別に定める者を経由しなければならない。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記**第 1 号様式** (第 3 条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号

乳用牛借受申請書

下記のとおり高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例第 2 条第 1 項の規定に基づき褐毛和種高知系の受精卵を移植した乳用牛を借り受けたいので、高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例施行規則第 3 条の規定により申請します。

なお、この申請により当該乳用牛を借り受けたときは、同条例及び同規則の規定並びに貸付決定通知書に記載されている事項に従い、借受人としての義務を完全に履行することを誓約します。

記

- 1 借受けを希望する乳用牛の頭数
- 2 乳用牛の借受けを希望する期間
- 3 借り受ける乳用牛の予定飼育場所
- 4 その他参考となるべき事項

注 高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例第 2 条第 1 項の家畜共済への加入及び同項各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証明することができる書類を添えてください。

第 2 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受人 住所
氏名 ㊟
電話番号

貸付乳用牛事故発生状況報告書

借受中の乳用牛について事故が発生しましたので、高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例第 7 条及び高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例施行規則第 5 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事故が発生した乳用牛の個体識別番号
- 2 発生した事故の種類
- 3 発生した事故のてん末
- 4 平素の乳用牛の飼育管理の方法及び状況
- 5 その他参考となるべき事項

注 死亡、病気又は傷害の場合は獣医師の診断書又は検案書を、盗難、失踪その他の事故の場合はこれを証明することができる書類を添えてください。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受人 住所
氏名 ㊟
電話番号

貸付乳用牛譲与申請書

借受中の乳用牛について、下記のとおり高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例第9条第1項の規定に基づき譲与を受けたいので、高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例施行規則第6条第1号の規定により申請します。

記

- 1 譲与を希望する乳用牛の個体識別番号
- 2 県に納付した子牛の個体識別番号
- 3 譲与後の乳用牛の処置の方法（予定）
- 4 乳用牛の譲与を希望する理由

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受人 住所
氏名 ㊟
電話番号

貸付乳用牛譲渡申請書

借受中の乳用牛について、下記のとおり高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例第9条第2項の規定により譲渡を受けますので、高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例施行規則第6条第2号の規定により申請します。

記

- 1 譲渡を受ける乳用牛の個体識別番号
- 2 県に納付した子牛の個体識別番号
- 3 譲渡後の乳用牛の処置の方法（予定）
- 4 乳用牛の譲渡を受ける理由（繁殖に供用することが不可能になった事故の状況等）

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受人 住所
氏名 ㊟
電話番号

乳用牛借受証

下記の乳用牛の借受けにおいては、高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例及び高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例施行規則の規定並びに貸付決定通知書に記載されている事項に従い、借受人としての義務を完全に履行することを誓約します。

記

- 1 借り受ける乳用牛の頭数
- 2 乳用牛を借り受ける期間
- 3 借り受ける乳用牛の個体識別番号
- 4 その他参考となるべき事項

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受人 住所
氏名 ㊟
電話番号

貸付乳用牛受領証

下記の乳用牛について、高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例第11条の規定により、確かに引渡しを受けました。

記

- 1 引き渡された乳用牛の頭数
- 2 引き渡された乳用牛の個体識別番号

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年1月25日 27高都計第549号	吾川郡いの町字厩ノ尻3955番1ほか	高知市五台山4949番地 株式会社セムハウス 代表取締役 戸田 朝美

~~~~~  
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成28年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 聴聞の期日  
平成28年6月8日（水）午前10時
- 2 聴聞の場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁7階 会議室
- 3 聴聞を受ける者
  - (1) 商号又は名称  
テクノホーム有限会社
  - (2) 代表者の氏名  
西森 新介
  - (3) 主たる事務所の所在地  
高知市高須西町7番27号
  - (4) 免許証番号  
高知県知事（4）第2450号
  - (5) 免許年月日  
平成28年4月9日

-----  
収 用 委 員 会 公 告  
-----

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成28年6月10日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成28年5月20日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書面の種類  
平成28年5月19日付け土地収用法に基づく現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名  
宿毛市山奈町山田字妙見ノ下6160番3の土地の所有者のうち次の者
  - 住所不明。ただし、登記簿上の住所  
宿毛市山奈町山田 浜田 伝次
  - 住所不明。ただし、登記簿上の住所  
宿毛市山奈町山田 谷岡 作太郎
  - 住所不明。ただし、登記簿上の住所  
宿毛市山奈町山田 谷岡 長太郎
  - 住所不明。ただし、登記簿上の住所  
宿毛市山奈町山田 谷岡 儀之助
  - 住所不明。ただし、登記簿上の住所  
宿毛市山奈町山田 北原 常次
  - 住所不明。ただし、登記簿上の住所  
宿毛市山奈町山田 中脇 伊勢太郎
  - 住所不明。ただし、登記簿上の住所  
宿毛市山奈町山田 谷岡 芳太郎
  - 住所不明。ただし、登記簿上の住所  
宿毛市山奈町山田 北原 末
  - 住所不明。ただし、登記簿上の住所  
宿毛市山奈町山田 藤原 豊吉